広報きよさと

発行所
北海道清里町役場
電話（代表）16番
編集発行人　総務

1960年よさようなら

國民年金の加入手続はお急ぎ下さい

あなたの私の国民年金

ご承知のように国民年金制度は、多年にわたる国民の要望が実り、わが国において初めて本格的な年金制度として発足したもので、国民が老後を安心してくらせるように、また思いがけない事故などで身体障害者になつたり、夫に死に別れて母子世帯になつたときに保障する唯一つの所得保障制度であります。

つまり国民年金制度は、いままで勤めた人のように年金制度に加入できなかつた農林業者、自営業者、零細企業従事者が加入するものであり、二十才から四十九才までの人は強制加入者となります、又五十才から五十五才までの人、勤め人の配偶者などは、任意加入できることになつております。

この他の方は、七十才になつたときに、無拠出制の福祉年金をもらえることになつており、国民のすべてが必ずどれかの年金を受けられるようになつたわけであります。

しかも国民年金は、国が他の年金制度にはみられない高額負担をして実施する社会保険であり、積立てる保険料に比較して給付額が非常に有利であります。

しかし、この制度は発足したばかりで、改善する余地があるようにも思われ、又皆さん方からも、いろいろなご意見、ご要望があり問題になつている点もありますので、今後改善される点、その見透しなどについて申上げ、ご理解をいただきたいと思います。

一　保険料は掛け捨てにならないか。

現在のところでは、途中で死亡した場合掛け捨てになります、しかし国民の要望もありますので、三年以上保険料を納めて死亡した場合は、遺族に死亡一時金として、掛けた保険料の大部分をお返しするように、こんどの通常国会で改善されることになつております。

二、老令年金の支給開始が六十五才ではおそすぎないか。

現行では一律に六十五才から支給するようになつておりますが、早く支給してほしいという人には、六十才から減額年金と支給することに、これもこんどの通常国会で改善することになつております。

三、保険料を納められない場合はどうなるか。

生活保護法の適用と受けている者は届出をするだけで当然免除になりますが、その他所得が少なくて保険料が払えないというような場合は、免除の申請をすればよいことになつております。

大体勤労世帯（五人家族）では、年所得が十六万二千円程度以下であれば必ず免除、それをこえ二十万円程度以下であれば特別の理由がない限り免除されます。

農業世帯（五人家族）では、年所得十六万七千円程度以下であれば必ず免除、それをこえて十八万二千円程度であれば、特別な理由がない限り免除されます。

その他の世帯（五人家族）では、年所得十七万一千円程度であれば必ず免除、それをこえ二十万二千円程度以下であれば特別の理由がない限り免除されます。

農業の自立経営はまず交換分合から

農地の集團化をすすめましょう

農家のみなさん、最近農業の自立経営を確立するために体質改善を考えて農業の近代化協業化等について強くさけばれこの中でも特に土地基盤の整備拡大の必要性が強調されております

この土地基盤整備拡大の中の一つの事業として交換分合（集団化事業といいます）がありますこれは皆さん方の農地等が小さく且つ何箇所にも分散している現状を直すために近くの他人の土地と交換しあつて一箇所にし、しかも使いやすい広い経営地にする仕事ですを考えて農業の近代化協業化等について強くさけばれこの中でも特に土地基盤の整備拡大の必要性が強調されております

この土地基盤整備拡大の中の一つの事業として交換分合（集団化事業といいます）がありますこれは皆さん方の農地等が小さく且つ何箇所にも分散している現状を直すために近くの他人の土地と交換しあつて一箇所にし、しかも使いやすい広い経営地にする仕事ですを考えて農業の近代化協業化等について強くさけばれこの中でも特に土地基盤の整備拡大の必要性が強調されております

この土地基盤整備拡大の中の一つの事業として交換分合（集団化事業といいます）がありますこれは皆さん方の農地等が小さく且つ何箇所にも分散している現状を直すために近くの他人の土地と交換しあつて一箇所にし、しかも使いやすい広い経営地にする仕事ですを考えて農業の近代化協業化等について強くさけばれこの中でも特に土地基盤の整備拡大の必要性が強調されております

この土地基盤整備拡大の中の一つの事業として交換分合（集団化事業といいます）がありますこれは皆さん方の農地等が小さく且つ

何箇所にも分散している現状を直すために近くの他人の土地と交換しあつて一箇所にし、しかも使いやすい広い経営地にする仕事ですを考えて農業の近代化協業化等について強くさけばれこの中でも特に土地基盤の整備拡大の必要性が強調されております

この土地基盤整備拡大の中の一つの事業として交換分合（集団化事業といいます）がありますこれは皆さん方の農地等が小さく且つ

清里町でも今年国の方針にもとずいて農家台帳を作成して居りますがこれによりますと相当の土地がばらばらになつています、これでは非常に無駄な労力を費している訳で機械力を充分に活用出来ませんしこのため余計な傭人を使用しなければならないことになります。

青年婦人の方々が文化生活をと考えてもこのような無駄な労力がなくならない限りこれは困難ではないでしようか、農家の皆さんもう一度農業の土台である農地の状況を振りかえつて見ましょう。

農地の集団化を機会に新しく農道をつけたい、或は客土や暗渠排水等の土地改良工事を施工したいという場合には国や道で積極的に助成を行つています。

今一度皆様の田や畑がどうなつているかを見て分散している場合には早速役場、農業委員会又は農業協同組合に申し出て下さい。

土地の移動を行いますといろいろと国税がかかりますが、集団化事業で行いますと、登記税も贈与税も、所得税もかからず、農業委員会で登記をします。

！農業の土台（農用地）がどうなつているか、もう一度振りかえつてみましよう！

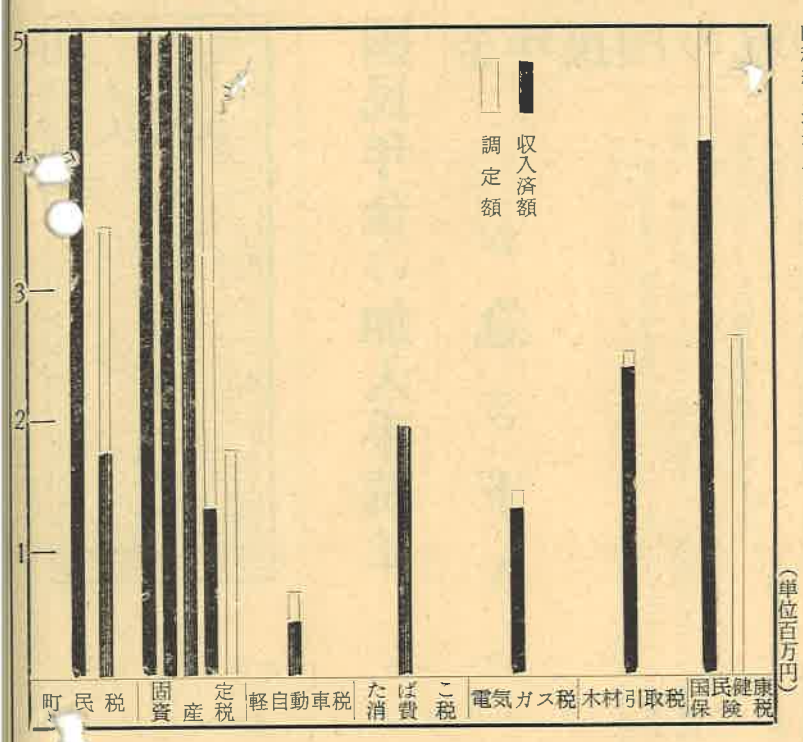

町税納入状況（昭和三十五年十一月三十日現在）

清里剣道同好会ができました

このほど清里在住の剣道同好者が参集して清里剣道同好会を結成しました。

△目　的

新生日本の民主的な競技としての剣道を振興して之が健全なる発展を図り全員の心身の発達を期し且つ町民の体位向上に資する

◎一般の部と少年の部に分け定期的に講習及び競技会を行い、併せて段級審査をする。

◎地元体育協会に加入し、青少年活動の一環として活動する

◎町内諸行事に参加して期道の発展を図る

役員次のとおり

会長　鍔原菊三郎　副会長　相馬　武　幹事　古川　武雄　林　春雄　若松　明　木村義清　山戸末喜　前橋弘志　浅井　薫　平出光雄　吉田良二　谷本三郎　佐々木晴一　池田昭博　糸川幸良　書記会計　山戸末喜　会計監査　有倉正三　美馬乗典

来春入学する学令児童についてお知らせ

昭和三十六年四月一日入学する学令児童について行政区長さんを通じて調査し該当保護者宛に調査書を配付致しましたが、調査書が配付されない家庭で入学該当児童がおりましたら調査もれですので至急当教育委員会迄御連絡下さい。

一、入学児童該当年令

(イ)昭和二十九年四月二日より三十年四月一日迄に生れた者

(ロ)昭和三十六年度入学該当者であるが、病弱等により就学猶予又は免除を必要とする場合は医師の診断書、保護者の印鑑を持参下さい。

尚　調査書提出期限は過ぎておりますが、提出されていない方は大至急提出される様お願い致します

刃物等を持たない運動に皆さん協力しましよう

最近、青少年に刃物などを持つことが流行し、そのため殺人、傷害などの凶悪な非行が増加しており、大変心配されております。

このようなことから、只今全国的に関係団体が主唱して「刃物等を持たない運動」が進められております

自分自身を危険から守るためにも、お互に注意し明るい社会にいたしましよう

☆　**ナイフやこん棒など、あぶないものを持つていたために昨年一年間に北海道で次のような事故がおきています。**

1　人を殺したもの　一一八件

2　人をおどかしたもの　三一四件

3　人を傷つけたもの　一、二三九件

このうち

イ　刃物によるものは　六〇四件

ロ　こん棒、鉄棒によるものが　二二二件

となつています

◎　**刃物の安全な扱い方**

◎　刃物類は必要なときのほか、絶対持たないようにしましよう。

◎　イタズラや遊びには使わないようにしましよう

◎　どんなときでも刃先を人に向けないようにしましよう。

◎　持ちあるくときはケースに納めてカバンに入れましよう。

◎　使つた後は人目につかないところにキチンとしまつておきましよう。

◎　ふだん使わない刃物はなるべくカギのかかるところにしまつておきましよう。

☆　**銃砲刀剣類を届け出ましよう**

銃砲や刀剣を許可なく持つていると罰せられます、この際こぞつて届け出ましよう。

着発的に届け出た方はそれまで無許可所持したことについて、処罰しないよう、特別の考慮がはらわれることになつています。

成人者にお知らせ

昭和三十六年度の成人祭に招待する成人者の方を行政区長さんを通じて調査致しております。

もし御承知でない方はすぐ区長さんに申出て下さい。

尚成人者の該当年令は次の通りです。

昭和十六年一月一日から昭和十六年十二月三十一日迄に出生し清里町に居住するもの（既婚者を含む）

昭和三十六年度

高等学校特別奨学生採用候補者決る

日本育英会では、毎年高等学校進学希望者に対し、奨学金の貸与を実施しておりますが、このほど昭和三十六年度特別奨学生採用候補者として、本町分次のように決定致しました。

清里中　長船和奉

清里中　木本　長

光岳中　秋田照子

国民年金

前面よりつづく

才から五十九才まで）の人七人で、一人のお年寄りを養なつている計算になりますが、今後は家族計画の普及により出生率が低下する反面、生活水準の向上、医学の進歩、[illegible]保障の充実などで寿命[illegible]延びて行く傾向にあり、五十年後には三人で一人のお年寄りを養なわなくてはならない結果になります。

こうなりますと、お年寄りをよくお世話してあげたいと思つても、経済的、その他の事情で充分なことができない、又お年寄りにしても肩身のせまい思いをしなければならないということが考えられます。国民年金はこのようなことがないようにということで、できたものであります。

以上国民年金制度の内容や、問題になつている点について申し上げたわけでありますが、この制度をよく理解していただいて、加入の手続（資格取得届）をしていない方は、急いでするようにいたしましよう。

◎　**今すぐ手続をしなければならない人は**

明治四十四年四月一日から、昭和十五年十二月三十一日までに生まれた人。

ただし厚生年金保険や、共済制度に加入している方は加入できません。

昭和十六年一月一日以降に生まれた人は二十才に達した時に加入の手続をすることになります。

◎　加入手続の用紙（資格取得届）は区長さんを通じて配付いたしましたが、用紙のない方は印鑑を持つて役場社会係又は緑町支所へおいで下さい。

▶愈々樂しいお正月を迎えることとなりました◀

お正月のお買物は是非地元商店で